

※写真はイメージです。



特集 地震に強い住まいづくり

都市計画課 ☎32-8023 FAX 34-4429

毎年9月1日は「防災の日」、そして9月は「防災月間」とされています。これは大正12(1923)年に関東大震災が発生したことや、台風シーズンを迎える時期でもあることから、私たちが災害に備えつつ災害への認識を深めるために制定されました。

平成7(1995)年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震による死者のうち9割が家屋の倒壊などによる窒息・圧死でした。

私たちの住む愛知県でも、大規模な地震がいつ発生してもおかしくないといわれています。今回の特集では、地震に強い住まいづくりに焦点を当てて、市の取り組みなどを紹介します。あなたの住まいについて、今一度確認してみませんか。



無料の耐震診断を受けましょう



現在の建築基準法の耐震基準が適用された昭和56(1981)年5月以前に着工された木造住宅は、過去の地震による建物被害の統計から、大規模な地震の際に倒壊してしまう危険性が高いことが判明しています。市では木造住宅の無料耐震診断を実施していますので、この機会にぜひご利用ください。

対象 次の①、②に該当すること

- ①昭和56(1981)年5月31日以前に着工された木造住宅
 - ②在来軸組構法または伝統構法
- ※プレハブ、ツーバイフォーなどは対象外です。

申込 都市計画課へ直接

他 この無料耐震診断の結果、改修が必要と判断された住宅については改修費用などの一部を補助する制度を実施(次ページ参照)



耐震改修工事などの対策をしましょう

下表の補助制度を活用して、地震に対して安全な住まいにしましょう。県の「[あいち耐震改修ポータルサイト](#)」では、過去に耐震改修工事を行った施工業者の実績なども公開しています。



市ホームページ [あいち耐震改修ポータルサイト](#)

補助の種類	補助を受けられる主な条件	補助金の額
木造住宅耐震改修	木造住宅耐震診断を受けた住宅で、判定値を次のようにする改修工事 ● 0.7未満 → 1.0以上 ● 0.7以上1.0未満 → 0.3以上加算	耐震改修費の80% (上限120万円)
木造住宅段階的耐震改修	木造住宅耐震診断を受け判定値が0.4未満の住宅で、判定値を次のように2段階で1.0以上にする改修工事 ① 1段階目 0.4未満 → 0.7以上1.0未満 ② 2段階目 1段階目を実施したもの → 1.0以上	耐震改修費の80% ① 1段階目(上限60万円) ② 2段階目(上限30万円)
木造住宅耐震シェルター設置	木造住宅耐震診断を受け判定値が0.4未満の住宅で、高齢者または障がい者が住む世帯	耐震シェルター設置に要する費用 (上限30万円)
建築物撤去	● 木造住宅耐震診断を行い、判定値が1.0未満の建物 ● 建築士が実施した耐震診断でIs値0.6未満と診断された木造住宅以外の建物 ● 老朽化が明らかで、応急危険度判定士が「危険」と判断した建物	建築物の撤去到要する費用 ● 道路に面する建築物で倒壊時に道路をふさぐおそれのあるもの (上限25万円) ● 上記以外の建築物 (上限20万円)

※これらの他にもさまざまな補助制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

ブロック塀の自己点検をしましょう



皆さんの周りにあるブロック塀は、見かけはしっかりしていても安全性に欠けるものがたくさんあります。過去の地震においても、ブロック塀の倒壊による犠牲者が発生しています。危険なブロック塀をなくし二度と犠牲者を出さないよう、ブロック塀の所有者は自己点検をしましょう。

■以下のチェック項目に1つでも該当していれば、安全性に欠けると考えられるため改善を行う必要があります。速やかに専門家に相談してください。ブロック塀の撤去・新設にも市の補助制度があります。ぜひご利用ください。

チェック項目

- 高さが2mを超える(厚さが15cm以上であれば、2.2mを超える)
- 厚さが10cm未満である
- 傾きがある
- ぐらつきがある
- 亀裂・ひび割れがある
- 透かしブロックが連続で配置してある
- 鉄筋が入っていない
- コンクリート基礎がない
- ブロック塀の高さが1.2m超えの場合、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁を3.4m以内の間隔で設置していない

■ブロック塀に関する補助制度

【撤去】

対象 道路に面する高さ1m以上のコンクリートブロック塀などを全て撤去する工事

補助 撤去費用または塀の長さ1m当たり1万円のいずれか少ない額の3分の2(指定道路に面する場合は上限12万円、その他の道路に面する場合は上限10万円)

【新設】

対象 撤去と同時に軽量なフェンスなどを新設する工事

補助 設置費用またはフェンスなどの長さ1m当たり38,400円のいずれか少ない額の3分の2(上限20万円)

